

令和 5 年 4 月

定 例 教 育 委 員 会

新 庄 市 教 育 委 員 会

議案第 19 号

臨時代理の承認について

(新庄市教育委員会行政組織規則の一部改正)

新庄市教育委員会事務局に置く職員の職の追加に伴う、新庄市教育委員会行政組織規則の一部改正について、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 2 項の規定により次のとおり臨時に代理したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

新庄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

新庄市教育委員会行政組織規則（昭和 55 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表事務職員の職の欄中「、副主任」を「、業務名を冠する主任、副主任」に改める。

別表中

「

副主任	(1) 上司の命を受けて担当事務に従事する。
-----	------------------------

」

を

「

業務名を冠する主任	(1) 上司の命を受けて担当事務を処理する。
副主任	(1) 上司の命を受けて担当事務に従事する。

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

臨時代理の理由

新庄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について、令和 5 年 4 月 1 日に施行する必要がある、教育委員会を招集するいとまがなく、臨時に代理した。

議案第20号

臨時代理の承認について

(新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部改正)

新庄市行政組織の改編に伴い、市、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の合同訓令により制定した新庄市特定個人情報の取り扱いに関する管理規程の一部改正について、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第1条第2項の規定により次のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部を改正する訓令

新庄市特定個人情報の取扱いに関する管理規程（平成29年訓令第10号、議会訓令第1号、教育委員会訓令第2号、選挙管理委員会訓令第1号、監査委員訓令第1号、農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新庄市個人情報保護条例（平成16年条例第36号。以下「保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」に改める。

第2条及び第3条中「保護条例」を「個人情報保護法」に改める。

第7条第2項中「総合政策課デジタル推進室長」を「総合政策課システム統計室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

臨時代理の理由

新庄市特定個人情報の取り扱いに関する管理規程の一部を改正する訓令について、令和5年4月1日に施行する必要があるため、教育委員会を招集するいとまがなく、臨時に代理した。